

## 犯罪容疑にかんする新聞の報道について

—安達洋裁学院放火事件覚えがき—

和田洋一

### 一、不名誉公表のもたらす苦痛

わが同志社大学の内規によれば、試験のさいに不正を行つた学生は、その期間に受けた一切の課目の評点をゼロにされ、右学生の姓名は学内に掲示されることになつてゐる。全課目が零点になるのであるから、卒業が一年おくれることになり、それはそれで小さくない刑罰である。しかし内規は、それだけでは不十分であるとして、汚名を学内に公表するという一項を付け加えているのである。

数年前のことであるが、ある女子学生が試験場でカンニングをして、見つかった。その日の夜、母親が私のところへやつてきて、娘が悪いことをしたのだから、点数は零点にされてもやむをえないが、名前を掲示するのだけは許してくれといつて玄関先で

ねばつた。男の子ならまだしも、女の子は、名前を出されたら縁談にさしつかえてくるから、なんとか助けてくれとその母親はくりかえした。

同じく二、三年前、ある男子学生は、友達をなぐって傷をおわせ、警察に引っぱられた。彼は二十歳を越えていたため、暴力学生として本名が京都新聞の社会面、全国紙の京都版に出てしまつた。試験場でのカンニングではなくして、学生が国家の法にふれた行為をした場合、その学生は、学生にあるまじき行為をしたといふなどで、学校の処罰を受ける可能性と、警察に留置され、さらには起訴される可能性と、新聞の記事にされる可能性と、三つの可能性の前におびえることになる。この三つのうち、どれが一番おそろしいかということは、いちがいには言えないだろう。しかし

犯罪容疑にかんする新聞の報道について

## 犯罪容疑にかんする新聞の報道について

も、事件が学内、特に世間に衆知されなければ、学生としてはまづヤレヤレである。それに反して、新聞の記事にされてしまうと、彼と彼の家族は、世間でいを恥じて小さくならねばならないし、決まりかかっていった就職口はだめになるだろうし、親しい友人を失うことになるかも分らないし、恋人は彼をしてしまったかもしれない。サラリーマンの場合も同様で、会社の中で不正行為をして会社をやめさせられる場合、その事件が新聞の記事にならなければ、当人にとって不幸中の幸ということになる。

つまり学生なり社会人なりは、不正をおこなって、そのためには停学、放校、減俸、クビ、罰金、懲役等の罰を受け、苦痛を味わうが、さらにその不名誉が掲示板、新聞によって公表されると、苦痛は拡大され、公表されることが本来の罰以外のもう一つ別の罰となる。

犯罪記事、犯罪容疑の記事をかく記者は、警察その他で自分が知りえたこと、調べあげたことをそのまま報道しているにすぎず、犯人ないし容疑者を罰することが彼の目的ではない。しかし書かれた側からすると、書かれたことによって罰が追加されたことになる。兎悪犯人の場合、自分のことが新聞に大きく報道されても観念しているであろう。しかしあ兎悪犯人といえども、カメラを向けられたときは本能的に顔をかくしかくすことによって自分の不名誉をすこしでも小さくしようと努めるのである。

ちっぽけな犯罪、不名誉が新聞の記事になるかならないかは、可成りの程度偶然によって支配される。いつもなら当然活字にな

るはずのものが、その日はちょうどビッグニュースが三つも四つもあつたため没になってしまったという場合を始めとして、種々さまざまな偶然、気まぐれによって、記事になつたりならなかつたりする。記事になった場合は、運が悪かったということになるが、事実がそのまま報道された場合はまだあきらめやすいとして扱われ、新聞では真犯人のように扱われた場合は、どうにあきらめられないであろう。

新聞社の側としては、自分自身のもつている影響力の大きさは十分に自覚しているので、個人ないし団体の名譽を傷つけるような報道にさいしては、当然慎重を期することになる。といって実際は、慎重を欠く場合がいくらでもてくるであろうが、新聞社のとるべき具体方針の一つとして、事件については報道するが、人物の名前は出さないというやり方がある。そして私の知つていい限り、そういうやり方を採用している新聞が西ドイツにはいくつかある。

### 二、西ドイツの新聞の報道の仕方

西ドイツの新聞がやっていることは、日本の新聞もやってやれないことはないだろう。しかし実際はちょっとやそっとでは無理である。日本の新聞記者は、取材活動にさいして、誰が、何を、何時、どこで、どのように、どうして、をかつちり調べて書くよう訓練されている。特に「誰が」にかんしては、姓名のほかに

年齢、住所、職業を書きそえることになっている。「何時」にかんしても、歐米の新聞の記事では、「昨日」とか「月曜日」とか「昨日午後」「昨晚」という風にほんやりしているが、日本の新聞では「午後九時すぎ」とか「午前二時半」とかいう風に厳格に記されている。五つのwと一つのhという方式は、日本がアメリカから輸入したものであるが、これをかつちり実行している点では、日本はアメリカをも凌いでおり、かつちりという点では多分世界一であろう。イギリスや、西ドイツやフランスの記者の書いている記事は可成り大まかで、ああいう記事を日本の社会部記者がデスクに呈出したとしたら、おそらく叱りとばされるにちがいない。しかし一方ヨーロッパの新聞の便からみれば、日本の新聞は、どうでもいいようなことに正確を期そうとして、無駄な努力を費しているということに違ひあるであらう。

四ドイツの新聞の中で、私が昔から比較的よく目を通してきたのは、ハンブルクの『ディイ・ヴェルト』、フランクフルトの『フランクフルター・アルゲマイン』、西ベルリンの『ターゲス・シヨピーゲル』『モルゲンポスト』などであるが、どの新聞も、中事件の報道にさいして、「誰が」を重視していないといふ印象である。一例をあげれば、一九六一年七月末に、ライン川の上で、渡し船と荷物船が衝突して、渡し船に乗っていた十人が水の中に落ちこみ、六人が死んだという事件、この事件について『ディ・ヴェルト』は三日間連続で報道したが、死者は男四人、女三人というだけで、名前はついに出でてこない。年齢、住所、職業は

言うまでもない。ドイツの新聞記者はこういう場合、名前を聞き出そうとして一生懸命努力しないようだし、読者の方も別に知るうとはしないようみえる。

あとともこの一二年、西ドイツの新聞も大分日本ないしアメリカに接近してきたようだし、『フランクフルター・アルゲマイン』

などは、

かつちり姓名、年齢、職業をかいており、『ディイ・ヴェルト』も確かに変わってきた。しかし以前は、「人の職人」

「人の老女」

「一人の若い労働者」がどうしたというような日本人からみればよりない記事が多かった。事件の中でも、書かれた当人の不名誉になるような事件の場合、読者の側からは、誰がやったか、どこに住んでいる、何歳の、どういう職業の人間がやったか知りたいという気持もあるわけであるが、西ドイツの新聞は、当人の名前をなるべく出さないようにし、イニシャルだけですますという慣習を守っていた。例えば Georg M. とか Yoichi W. という風に。イニシャルだけでも分る人には分るが、しかし個人の名前をなるべく傷つけまいとする新聞社の配慮、個人が不名誉なことをでかしたとしても、その個人を必要以上に傷つけまいとする記憶、特に犯罪容疑者の場合は、その人の名前をできるだけ守ろうとする心がまえがそこに見受けられるように私は感じていた。そしてそういう記事を書いた記者が、責任を十分意識して書いたことのしるしとして、末尾に自分のイニシャルをつけ加えていることに対しても私は好感をおぼえていた。

## 犯罪容疑にかんする新聞の報道について

の五月十八日、NHKで「新聞を読んで」の放送をおこなったときも、私は、西ドイツの新聞が個人の名前や信用を不恰当地つづけないように留意し、個人の名前を記事の中に出さないようにしていることをのべた。学生にとっては、学校の処分よりも、新聞の記事にされることの方がこわいという意味のことものべた。

ところが私のこの放送を、名古屋のあるお年よりがきいておられた。そのお年よりといふのは、名古屋市千種区覚山通りにある安達洋裁学院の院長安達敏江さんの実母で、学院の放火容疑事件と関連して新聞には特別強い関心をもっている人であった。この放送がきっかけとなって安達敏江院長は見ず知らずの私に電話をかけてこられた。五月下旬、日本新聞学会に出席のため静岡県三島へ出かける途中、私は名古屋で下車して安達院長と実母の方にお会いし、一九五九年九月の安達洋裁学院放火事件のいきさつについて、ある程度くわしくきくことができた。安達院長の言によれば、トタン屋根の小さな小屋の失火が、保険金目当ての放火にされてしまって、新聞には自分のことがいかにも放火犯人のようにな報道され、第一審でも第二審でも有罪の判決を受けたが、今は最高裁に望みをかけているということであった。高裁の判決があつたときの新聞記事もそのときみせてもらったが、各紙とも同じ調子で、それらの記事をよめば、安達院長はやはり放火犯人だという印象しかえられないように思えた。実際は失火でしかなかつたのに、有罪を宣告された新聞紙上でこういう風に書かれたとすれば、全くやりきれないだろうと、同情する気持になった。

学会では元毎日新聞の社会部長であり編集局長であった小林信司氏と同宿だったので、この事件について話をし、意見を求めたが、小林氏は首をかしげながら、ふに落ちない点を指摘され、放火容疑事件にかんする社会部長時代の体験などを面白く話された。

私自身がこの事件の調査にのり出すとすれば、目的は、安達院長がはたして黒か白かを明らかにすることではなく、黒か白かはつきり分らない事件について新聞が適切な報道をしたかどうか、安達院長の名前と信用を不恰当地傷つけるようなことはなかつたかどうかを明らかにすることでなければならない。しかし直接の目的ではないにしても、失火か放火かについてはやはり本当のことが知りたいし、調査できる範囲内では調査しなければならないと思った。それで私は夏休みのあいだに三度名古屋に足を運んだ。新聞専攻の学生たちも私も協力してくれ、名古屋市内をあちこち動きまわってくれた。私たちは何回となく意見の交換を重ねたが、さいごに御前和之、石川芳勝、田畠睦昭の三君がもう一度協議し、報告書を作製してくれた。私はそれに若干訂正の筆を加え可成りの部分をげずつて、これを、つぎに発表する。

### 三、安達洋裁学院放火事件と その裁判過程（共同執筆）

安達洋裁学院の放火事件は、一九五九年（昭和三十四年）九月二十六日の伊勢湾台風におそわれてから約一月あと、十月二十五

日の正午ごろ、名古屋市千種区寛王山通五丁目一八、安達洋裁学院の木造物置小屋から出火し、同小屋（一四・六平方メートル）を半焼したことに始まる。千種消防署の最初の調べによれば、同物置小屋前のたき火が飛び火したとみられるとのことであった。しかし、消防署、警察署のその後の調べによつてしだいに放火説がこくなり、出火後数日にして安達敏江院長（四十九歳）に疑いがかけられ、新聞、ラジオは失火から放火説への成りゆきを可成り大きく報道した。『週刊文春』も十一月二十三日号に「生徒に放火させた洋裁学校院長」と題するウソ半分、まこと半分の読み物を掲載した。

放火の疑いで逮捕された安達敏江院長は、翌年四月二十七日の第一審、名古屋地方裁判所の有罪判決（懲役六年、執行猶予二年）を不服として控訴、名古屋高等裁判所第五部は六四年（昭和三十九年）四月二十七日、原判決を破棄し、原判決文の不備をきびしく批判しながら、被告人に罰金五千円という軽い判決を下した。

安達敏江院長は、この判決をも不服とし、あくまでも身の潔白を明らかにするため、現在最高裁に上告中であるが、つぎにわれわれは、安達院長と、名古屋で火災保険代理業を営業している株式会社丸栄蜂谷商会職員青田叶氏と、この二人から直接きいたことをもとにして放火事件のあらましをのべてみたい。

一九五九年九月二十六日、伊勢湾台風で安達洋裁学院の西側にある物置小屋の垂木の上に、ネオンサインの支柱（木の柱）

が横に倒れかかった。この小屋の屋根は台風のため、トタン板は全部飛散していた。

翌月十六日の夜、ネオンサインの電線から漏電して出火し、たんちに消防自動車等が出動して消火につとめた結果、ネオンサインの支柱が長さ二十七センチほどこげただけにとどまつた。

翌十七日午前十時頃、先にのべた青田叶氏が、すこしこげた物置小屋を視察するために学院を訪れた。安達敏江院長は丸栄蜂谷商會職員の青田氏を通して、安田火災海上保険株式会社とのあいだに、洋裁学院の校舎、寄宿舎および各内部の諸設備品等を目的物として、保険金額合計六百七十万円の契約を締結していたのである。（安達院長の言によれば、契約の時期は事件の一年二ヵ月前）

青田氏は、安達院長から電話がかかってきたから、学院を訪れたといつているが、院長は、そんな電話をしたことはなく、浅野幸子（生徒）が青田氏に電話したのだろうと言つていて。しかし、青田氏は、過去において安達院長の声を電話で数回きいており、まちがいはないという。

ネオンサインの電線から漏電し、すこしこげた所を視察したのち、青田氏は安達院長に「ほんのちょっとこげている程度だから、写真をとってもあれでは効果はない」と言った。青田氏と安達院長の会話の過程で、例の物置小屋が火災保険の対象物になつてゐるか否かの問題に入り、「物置小屋が火災保険の対象物のラチ外だ」ということが、はつきり分つて青田さんと分れた」と院長

## 犯罪容疑にかんする新聞の報道について

が言っているのにたいし、青田氏は「院長は、はつきり分つていなかつたようだ」とくいちがつた証言をしている。

同月二十三日夜、安達院長は「その後どうなつたか」と思つて青田氏に電話をした。青田氏は詳しく用件もきかないうちに「とにかく明二十四日、おうかがいする」といつて電話を切つた。そして二十四日の午後五時頃、青田氏は院長を訪れ、「一人のあいだで融資にかんする話しがおこなわれた。院長は「お金も十分あつたし、お金を借りりようなど、考てもみなかつた」と言つているが、一方、青田氏は「お金がほしいのではないかと思つていた」といふでもくいちがつた証言をしている。そして「実は、私は融資の経験がないから、一度調べてまたうかがいます」と言って学院を辞したといつてゐる。

翌二十五日午後十一時半から一時のあいだに例の物置小屋が半焼した。小屋の土間の上に机をおき、その机上にゴミ屑を積み、直接点火したのは三人の見習生で、いずれも十六歳か十七歳の少女。「自分たちが火をつけた」と取調べのさい証言し、三人が口をそろえて「院長に頼まれた」「ネオンの柱をこがすように院長からいわれた」といふべついる。安達院長は「屑やゴミをもやせとは言つたが、ネオンの柱をもやせなどとは言わなかつた」といふ、三人の見習生の証言を否定している。

二十六日午前十一時頃、安田火災から火災見舞いの電話があり、そのとき院長は「日同火災さんは親切だということを近所の人から聞いたので、おたくとの契約は解約しようと思つてゐる。

おたくの社員も不行きどきだしねえ」と言つた。

午前十一時三十分頃、青田氏と同僚の寛(かけい)氏とが学院を訪れ、現場を視察、火事場近くにほしてあつた布団がねれていたのを見て、寛氏は「ねれた布団に対しても、保険金をお支払いします、青田君、布団を調べなさい」と言つた。しかし院長は女子寄宿生の寝具を調べさせたくなかったので、「結構です」とことわつた。

## 四、放火事件にかんする新聞の報道

つぎに掲げる資料は、三好昭士、石川芳勝の両君が、名古屋市の図書館で一九五九年(昭和三十四年)当時の事件にかんする新聞記事を片づけながら筆写してくれたその中の一部分である。

### 資料その一

毎日新聞名古屋本社版、昭和三四年一〇月二五日夕刊

#### 見出し 安達学園の倉庫を半焼(半段二行)

本文 二十五日正午ごろ、名古屋千種区覚王山通五の一八安達女子学院(安達宣吉郎理事長)内の木造倉庫(十八平方メートル)を半焼、台風でこわれた家の破片などを焼いているうちに倉庫に燃え移つたもので損害二万円、消火のさい安達敏江校長(四九)は顔に二週間のヤケドをした。

### 資料その二

毎日新聞名古屋本社版、昭和三四年一〇月二七日朝刊

### 見出 東洋学院放火の疑い（三段）（本）

院長が生徒を使う？

本文 既報、二十五日午後一時ごろ名古屋千種区覚王山通五、安達洋裁学院〔安達敏江院長（四九）〕の倉庫（一四・六平方メートル）を半焼した事件につき、千種署では二十六日になり、同院長が放火した疑いが濃くなつたので、近く任意出頭を求め取調べる。直撃 火をつけたのは同学院の一二人で、千種署では同学院の經營不振から保険金ほしさに同院長と生徒一、三人が共謀のうえ火をつけたものとみている。

勝田千種署長の話……名古屋地検とも打合せをすませた。院長の放火容疑はまちがいない。本部石田刑事部長とも相談のうえ、近く院長を調べる。

### 資料その三

中部日本新聞昭和三四年一〇月一七日夕刊

#### 見出し “院長が火をつけよ”と（三段）

安達洋裁学院  
院のボヤ 住込実習生が供述

本文 二十五日午後一時ごろ、名古屋市千種区覚王山通五ノ十八、安達洋裁学院〔安達敏江院長〕で発生した同院倉庫のボヤについて原因を調査中の千種消防署 同警察署では、同倉庫内でタキ火をしていた同学院住込実習生、三重県生れA子さん（一六）新潟県生れB子さん（一七）豊岡市生れC子さん（一六）の三人から事情を聞いていたが、二十六日 “院長先生から火をつけるよう

犯罪容疑にかんする新聞の報道について

にいわれた”と供述したので事態を重視、院長の安達敏江さん（四九）の出頭を求め事情をきくとともに捜査にのり出した。安達院長はその間の事情について“台風の跡始末をするため火をたべることはないつけました。またそこにふとんなどが十二人分も干してありましたので、倉庫の中で、机やイスなどを出して燃やすようにいました。それが来客中のため徹底せず誤解をまねいたようです”と語っていたが、千種署では同学院の經營は苦しいとの業界のうわさ、焼けた倉庫の向いに建っている一階建木造校舎は台風のため屋根ガワラなどが多く破損、雨の日は二階は雨もりで授業不能になっていること、同校舎には火災保険約六百五十万円が加入されていたことなどから名古屋地検と連絡をとり、本格的捜査にのりだした。

### 資料その四

毎日新聞名古屋本社版、昭和三四年一〇月一八日朝刊

#### 見出し 安達学院長を遠端（五段）（本）

保険金ねらい放火？

前説明 一部既報、名古屋千種署は二十五日午後一時ごろ千種区覚王山通五、安達洋裁学院〔安達敏江院長（四九）〕の位置を半焼した事件を放火とみて捜査していたが、二十七日午後四時半ごろ安達院長を放火の疑いで捕えた。

本文 調べによると同院長は二十五日正午すぎ同学院住込み生徒三人に「物置（同学院四スミの木造平屋建て一四・五平方メー

## 犯罪容疑にかんする新聞の報道について

トル) の中で紙クズやベニヤ板を燃やしてくれ」といふくめた。三人はいわれたように物置きの机の上で燃やしたが、火勢があげしくなったのであわてて、いたん消しとめた。しかし、同

院長に「燃えが足りない」とけしかけられ再び紙クズに火をつけた。だが火勢が強くなつたとき、院長はあわてて消火に当たつた。そのとき二週間のヤケドをした。火災保険は本館に六百七十万円掛けていたが、この物置は保険の対象になつておらず、本館

とは三メートル離れている。同署では同学院が最近経営難で困っていた点、院長が三人に七十万円入るともらしていることなどから、台風で屋根が吹つとんだ物置に広告ネオンが倒れているのに目をつけ、漏電とみせかけて保険金目あての放火をはかったのではないかとみているが、院長が火をつけながら消しとめたり、物置を燃やす気がなかつたといつていても矛盾する点も多いので二十八日その点を追及する。

〔院長は否認〕(一段見出し) 同署に連行された安達院長は火傷の跡もなまなましく顔中白い薬を塗つており、同署後藤刑事課長の取調べに対し「紙クズを焼くようにはつた。しかし物置に火をつけよとはいわなかつた」と犯行を否認している。

〔院長に命じられて燃やした〕(二段見出し)

〔生徒の話〕二十五日のひる過ぎ、わたしたちが正門前にいると院長がきて四人で肩を組むようにいい、スクラムの

ような格好になった。そのとき物置で紙クズなどを焼くようにといわれた。うまくゆけば七十万円入る

ともいわれた。こっそりと話されたのでだれも聞いていなかつたでしょ。

## 資料その五

朝日新聞名古屋本社版昭和三四年一〇月二八日朝刊

見出し 安達女子学院放火容疑で逮捕(五段三本)

保険金が目当て?

計画的犯行は否認

前説明 名古屋市千種区覚王山通五、安達女子学院の放火事件につき千種署では二十七日午後四時半頃同学院、安達敏江院長

(四九) を放火容疑で逮捕、身柄を同署に留置した。

本文 この日の取調べで安達院長は、割合平然とした態度で取り乱すといふこともなく、「倉庫を整理して机、クズなどを燃やすように」と三人の院生に指示したことは認めたが、計画的放火という点については否認している。同署では二十八日から保険金ほしさの放火事件とみて取調べと並行して裏付け捜査も行う。ミス・ユニアース・コンテストで同学院の近藤美恵子さんが日本代表になつたころが、同学院の絶頂期で、最近では経済的に苦しめたたらしく、かなりの借金もあつたようで、校舎も老朽化し雨もりもしていたといい、これらの点から学院再興の気持が犯行の動機ではないかと見られている。

## 資料その六

毎日新聞名古屋本社版昭和三四年一〇月二九日朝刊

**見出し** 商談のままで引きょう送行か安達洋裁学院院長（二段）

本文 既報、名古屋千種区覚王山通五の一七、安達洋裁学院の放火事件につき名古屋地検閲野検事は二十八日留置されている安達院長を取調べたが放火については強く打ち消している。しかし、実習生三人の供述では安達院長から「み焼きについて強い指示をうけた事実ははつきりしている。二十八日までに明らかになつたことは、十六日午後一時五十分ごろ問題の物置の上に倒れていたネオンが火をふき、千種消防署から消防車が出動して消しとめた。翌十七日安達院長が安田火災保険名古屋支店員に「どのくらいやけたら保険金がとれるか」とたずねている。消火のさい安達院長が顔に負ったヤケドも軽いので放火とみられるのをかくすためといった行動と解されるなど不利な材料がいろいろ出てゐる。しかしきめ手となるものがまだ不足で、否認のまま二十九日送庁となるみこみが強い。

## 資料その七

中部日本新聞昭和三四年一二月一九日夕刊

見出し 生徒も傍聴（一段）

安達学院長の放火事件公判

本文 名古屋千種区覚王山通五、総合洋裁学校安達女子学院

達敏江（四九）の放火事件初公判は十九日午前九時半で開かれ、人定尋問のあと滝沢検事が起訴状を読みあげた。安達院長は黒の和服姿で出廷、傍聴席には心配顔の同学院生徒ら数人

の姿もみられた。事件は同学院が経営難でたまたまネオン柱が漏電でこげ、六百七十万円の火災保険にも入っていることから、これを理由に融資を依頼したが断わられた腹いせに十月二十五日正午ころ、同学院の物置き小屋に実習生三人に火をつけさせたもの。

## 資料その八

毎日新聞名古屋本社版昭和三四年一二月一九日夕刊

見出し 安達院長の放火事件初公判（一段）

本文 名古屋千種区覚王山通五、総合洋裁学校安達女子学院、

安達敏江院長（四九）の放火事件第一回公判は十九日午前九時半から名古屋地裁村元判事係で開かれた。安達院長は和服姿で出廷、傍聴席には同学院関係の女性五、六人がみられた。人定尋問ののち、立会の滝沢検事が起訴状の朗読をしてこの日の公判を終つた。同院長は十月二十五日同学院住込みの生徒を使って学院の西側の物置のなかに火をつけたが、火勢が強くなつたのであわてて消火にあつた。同学院は最近、経営難で、捜査当局は最初保険金詐欺の目的ではないかと調べていたが、確証がないため結局、「発作的暴行」として起訴した。

## 資料その九

毎日新聞名古屋本社版昭和三八年四月二七日夕刊

見出し 放火に執行猶予（二段二本）

犯罪容疑にかかる新聞の報道について

## 犯罪容疑にかんする新聞の報道について

安達女子  
学院長

「こがすだけが目的」

本文　名古屋市千種区覚王山通五、安達女子学院、安達敏江学

院長（五三）の放火事件判決公判は一七七日名古屋地裁（村元裁  
判官）で開き懲役六年、執行猶予二年の軽い判決がいい渡され  
た。起訴状によると、同学院長は三十一年ごろから経営不振のう  
え、伊勢湾台風で校舎が被害を受け修理費にこまっていた。同学

院は校舎、寮宿舎に六百七十万円の保険をかけてあり、たまたま  
同台風で物置小屋に倒れかかったネオン看板が漏電してネオン柱  
がこげたことから、「小屋が焼けた」と保険会社に保険金の給付  
をもとめた。しかし、保険会社から「物置小屋は保険の対象にな  
っていない」と断わられたうえ「焼けていないのに焼けたように  
ウソの申告をした」と非難されたのに腹を立て、三十四年十月二  
十五日昼ごろ学生三人に小屋に火をつけさせ、小屋（十四・六  
平方メートル）を半焼させたもの。被告側は「生徒にゴミを焼け  
と命じただけだ」と主張したが、検察側は「小屋が当然もえる」  
とを知りながら命じたのだ」と昨年七月懲役二年を求刑してい  
た。村元裁判官は「安達学院長が学生に物置小屋の机の上で火を  
燃やすよう指示したこと自らが明らかだ。証拠上放火であることはは  
つきりしているが、本人も頼まれた生徒もこれほどの大事になる  
とは思っていなかった。保険会社に対し本当に小屋が燃えたこと  
を見せるためにこれがすことだけが目的だったとみられ、実質的に  
は失火に等しい」との軽い判決をした。

## 五、新聞の報道にかんする若干の意見（共同執筆）

当事件の報道記事は、十月二十五日に一段見出しで取扱われた  
のにたいし、二十七日では三段のかなり大きなスペースを占める  
ことになった。これは新聞編集者側が、「経営不振から保険金は  
しさに院長が生徒を使って放火させた疑いが濃くなつた」という  
点にニュース・バリューを認めたからであろう。

毎日新聞も中部日本新聞も、記事そのものは、警察当局の見込  
みを報道しているのだから別に批判はしないが、見出しを見ると  
院長がどうも放火犯人らしいという印象を強く受ける。一般読者  
の中には、見出しだけを見て、記事そのものを読まない人もいる  
わけだし、そのような読者にたいして、『安達学院長放火の疑い』  
『院長が生徒を使う?』『院長が火をつけよど』などという見出  
しは、軽々しく院長を放火犯人と想像させてしまう『想像の触  
媒』としての役割を果してはいるしか考えられない。読者自身に  
も責任はあるが、少くとも、見出しを客観的報道記事の正しい骨  
髓と見なしてはいる眞面目な読者にとって、右のような見出しが新  
聞への失望と変わっていくのである。しかし問題は、見出しのつけ  
方だけではない。記事そのものが警察の容疑の線に沿いすぎてい  
るのではないかという点、安達学院長に不利な証言、不利な臆測  
が出過ぎているのではないかという点、その点こそがまさに問題  
である。

私たちが記事のあざやかな文字上のあげあしを取るつもりば

さらさらないのだが、"千種署では……云々"の"では……"と"よれば……"は新聞社側の責任において、事件を報道しようと考へるよりは、警察当局の見込み記事に責任を転嫁しているとも考へられる。又「毎日」の記事内容をよく読めば、院長に近く任意出頭を求め、取調べるという段階であるのに、新聞は警察当局や、署長の見込みを一方的に信じ、それを一方的に報道し、あたかも院長が生徒を使って放火させたかのように、時期尚早と思われる段階で報道しているのは、例え、後日の正式裁判で院長に有罪の判決が下ったとしても、新聞編集者は責められねばならない。およそ警察当局があらゆる事件を取調べるに当っては、当初推測を加味した主観的嫌疑によって捜査をおしつづれ、その捜査や取調べの過程で諸々の証拠を掌握しつつ、漸次客観的嫌疑へと進み、最終の裁判ではじめて、事件の客観的解釈へと向うのであるから、速報性を重んじる新聞は、この捜査の当初段階の盲点に万全の注意を當時むけていなければならぬのである。がしかし新聞編集者はこの捜査の過程を知らないのか、知っていても新聞の速報性にのみ重点をおいているのだろうか。このように警察当局が事件の取調べの初段階で見込み記者に発表し、その警察の見込み記事をそのままコピイして報道するようでは、被報道者の名前や信用を毀損しているといわれても仕方がない。警察当局の見込み記事を報道された被報道者の苦痛は大きなものであり、少くとも正式裁判が終ってからはじめて詳細に報道すべきであって、どうしても速報性を重んじなければならないのなら、仮名を使用

するとか、Aさんなどいう風にして警察当局の見込み記事を報道するおもいやりのある態度が必要である。

安達院長に有罪の判決が下ったのは 昭和三十八年四月二十七日をもつてである。院長自身は、今もなお自分の放火説を否定しているが、正式裁判で有罪と判決があった以上は、新聞記者も法治国家の一国民として判決に従うほか、他の道はない。しかし、正式判決以前に、警察の見込み記事とか証人の談話を掲載して、院長を犯人ときめてかかったように思わせる記事の書き方は、院長の人権・名譽・信用意義上よろしくないといわねばなるまい。

たとえば判決に於て無実が立証された時、新聞社が、警察の見込みをそのまま、取入れて報道していたとしたら、記事で犯人扱いにされた人はどうなるだろう。その人は再びはたして世間に顔向けが出来、社会の一員として順調にカムバックできるだろうか、否である。新聞報道の偉力はよくも悪くも絶大な影響力を投げかける。個人の名譽・信用の尊重という至上命令を編集上の礎石として、新聞が編集されるならば、そのような悲劇は、おこらない

現代の新聞報道には、事件に関係した人が少しでも疑わしいと、それを種にしてセンセーショナルに報道し、読者の興味に迎合しようとするところが、やはりまだ残っているのではないだろうか。疑われている人の人権や名譽や信用については、なんら反省、考慮するところなく、情容赦せずに報道してしまうという傾

### 犯罪容疑にかんする新聞の報道について

## 犯罪容疑にかんする新聞の報道について

向はまことに残念である。特に取材源が警察という大きな組織と力をバックにして発表された内容だと、安心して報道しているような感をまぬがれない。署長の話や証人らの話が紙面にかなりのスペースをさいて掲載されても、容疑者の言い分けは、ほとんどのつていよいいうのは、どうであろうか。言論機関を持たない被報道者は、舌を切られた雀」となんら変りはない。そのような被報道者に全然紙面を提供しないか、あるかないかのスペースしか与えていなければ被報道者の立場を軽視し、警察当局や証人等の談話を重要視する片手落ちの報道形式である。

資料その六の「消火のさい安達院長が顔に負ったヤケドも軽いので放火とみられるのをかくすためとった行動と解される……云々」この記事は全く人を喰った報道で、ヤケドが軽いからわざとヤケドしたという論理は幼児のそれである。もし警察が右記のように談話をしたとすれば、それは日本の警察の恥辱であり、我々国民としても、そんな警察に人を逮捕、取調べる権限を与えていたかと思えばゾッとする。もし新聞社が何の躊躇もなく、右記の記事を報道したとすれば、院長の人権、名譽の無視もいいところである。たとえ、心の中でそのようにかんぐったところで、口外すべきでなく、いわんや衆目の前にさらすべき記事内容ではなかろう。人が傷つき痛んでいる時だとえ犯人だからといって、その傷を故意に負ったなどと臆測するのは編集者にとってはむずかしいだろうし、読者としても不愉快だし、書かれた人になれば、その言葉は生涯に忘れられないものとなるう。私達は言葉ジリをとら

えることに専念しているのではない。記事全体からかもしだされる雰囲気が、すでに院長を犯人と信じ込んだ方向に傾いているから「ヤケドが軽いからわざとヤケドした。そのヤケドも軽いから放火とみられるのをかくすためとった行動と解される……」のような論法にたどつていくのである。

資料その五の「安達院長いぜん放火を否認」という見出しが、わずか一段の報道であることに留意する時、「院長が生徒を使う」「安達学院長を逮捕、保険金ねらい放火?」(資料その四)、「保険金が目当て?」(資料その五)等の見出し三段四段と比較してみると、前者がいかに小さい見出しで扱われているかがわかる。院長の立場がいつ何時「我が身」の立場となって報道されるかもしれないと考えをめぐらす時、われわれはこのような報道形式に大きな疑問を感じるとともに、犯罪容疑にかんする報道にさいして、新聞社が容疑者の名譽を不当に傷つけないよう一層の慎重さを望む次第である。